

2026年度（令和8年度）

福山市生涯学習振興基金

補助金申請の手引き

まちづくり推進課

目 次

2026年度(令和8年度)福山市生涯学習活動費補助金の申請についてP1～5
補助金交付申請書の記入方法等について.....	P6～7
2026年度(令和8年度)福山市生涯学習活動費補助金.....	P8～13
<u>補助金交付申請書類一式</u>	
2026年度(令和8年度)福山市生涯学習活動費補助金.....	P14～19
<u>補助金交付申請書類一式</u> <u>記入例</u>	
福山市生涯学習活動費補助金 交付団体選考にかかる配点基準.....	P20
福山市生涯学習活動費補助金 交付要綱.....	P21～23

2026年度（令和8年度）福山市生涯学習活動費補助金の申請について

1 補助の目的

この補助金は、福山市生涯学習振興基金から得られる益金の一部を活用して、市内で活動している学習団体が、自主的・主体的に企画・実施する学習活動（生きがいつくりや仲間づくりに繋がるとともに、社会啓発や公共の利益、地域の各種団体やNPOとの連携など、学習成果が広く社会に還元されるような活動のこと）の経費の一部を補助することにより、広く生涯学習活動の充実・活性化を図るものです。

2 補助対象

（1）補助対象団体

補助金交付の対象となる団体は、市内に住居を有するか、勤務している者が過半数以上で構成されている団体で、次に該当するものとします。

ア 社会教育法第10条を基本とした社会教育関係団体

イ 自主的・主体的学習活動を主たる目的とした構成人数5人以上の学習グループ

参考：社会教育法第10条

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（2）補助対象活動

補助金交付の対象となる活動は、学習団体の自主的・主体的学習活動の内、次の各号に掲げる学習テーマに係る活動とし、学習成果の発表、会員以外を対象とした講座の開催や地域活動の活性化に資する取組など、学習成果が広く社会に還元されるようなもの。

学習テーマ

ア 子育て支援に関する活動

イ 高齢者や障がい者の社会参加・参画など、福祉に関する活動

ウ 芸術、ものづくりをはじめとした創作活動や文化財の保護に関する活動

エ 人権、環境、福祉、男女共同参画、教育など、現代的課題に関する活動

オ NPO等市民活動団体や、企業、大学等との連携に関する活動

カ 児童・生徒の学校外活動の促進に関する活動

キ 生涯スポーツの啓発・普及活動

※ 次の活動は補助対象となりません

ア 他の補助金を受けている活動

なお申請中の場合は、結果によってはどちらか一方を辞退していただきます。

イ 特定の政党、選挙の候補者を支持する活動

ウ 特定の宗教、宗派、教団等を支持する活動

エ 個人の学習活動、営利目的の活動

オ 公的機関が実施する活動

カ 専ら趣味的活動に類する活動

(3) 事業実施期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

(4) 補助金額

ア 補助金額は、1つの学習活動について補助対象経費の2分の1以内で金額の上限は5万円です。

イ 補助金の補助対象期間は、着手予定年月日から完成予定年月日までを対象とします。着手予定年月日は、申請日以降の日付としてください。

ウ 補助金の交付は、1団体について年1回とします。

(5) 補助金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部もしくは一部を返還していただく場合があります。

ア 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。

イ 必要な届出や報告をせず、又は虚偽の届出・報告をしたとき。

ウ 対象となる団体がなくなったとき。

3 申請手続き

(1) 申請書類

- 補助金交付申請書
- (添付書類1) 申請団体概要
- (添付書類2) 事業計画書
- (添付書類3) 収支予算書
- (添付書類4) 資金計画書〔前金払いを必要とする場合のみ〕

※原則、補助金は活動終了後「事業報告書」に基づき交付します。ただし「資金計画書」を申請時に提出される場合は、交付決定後（6月下旬頃）に補助金を交付します。

- (添付書類5) 確認書〔福山市暴力団排除条例による〕
- (任意様式) 備品購入理由書 ※備品の購入がある場合のみ

- ・（任意様式）過去2年度の活動の成果や効果の説明

※3年度目の申請の場合のみ

- ・ 関係資料（規約、これまでの活動内容のわかる参考資料）

（2）申請書受付期間

2026年（令和8年）4月1日（水）～4月30日（木）
8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

（3）申請書の配付・問合せ先・提出先

まちづくり推進課（福山市役所本庁舎9F）電話（084）928－1243

メールアドレス machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

中部地域振興課（まなびの館4F）電話（084）932－7265

南部地域振興課（沼隈支所内）電話（084）980－7713

松永地域振興課（西部市民センター内）電話（084）934－5443

北部地域振興課（北部市民センター内）電話（084）976－9460

東部地域振興課（東部市民センター内）電話（084）940－2574

神辺地域振興課（かんなべ市民交流センター内）電話（084）962－5026



申請書類データ掲載場所URL及びQRコード

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/machidukuri-suisin/366391.html>

（4）申請書の記入方法

ア 申請書は、所定の様式に記入してください。また可能な限り、データ入力し、電子メールでの提出をお願いします。

イ 各記載事項の欄に書ききれない場合は、別紙を添付してください。

（5）事業着手届

着手予定年月日を記載した「補助金交付申請書」をもって「事業着手届」とみなします。この日とは別に着手する場合は、「事業着手届」（任意様式）を提出してください。

4 審査方法・交付決定

（1）プレゼンテーション【2026年5月23日（土）を予定しています】

申請書類とプレゼンテーションによる審査を行います。

プレゼンテーションは、福山市生涯学習振興基金運営協議会において申請内容について3分間ご紹介をいただいた後、質疑応答を実施します。

※オンライン（ZOOM）での参加、編集した動画やパワーポイントでのプレゼン

ゼンテーションも可
開催日時、場所等については別途通知します。

なお、参加いただけない場合には、審査の対象となりません。

(2) 交付決定通知【2026年6月上旬（予定）】

交付決定については、郵送で通知します。

(3) 事業計画変更及び事業中止の場合

補助金交付決定後において、活動内容や交付申請金額等を変更するときは、事前に「事業計画変更・休止・取下申請書」に必要書類を添えて提出し、承認を受けてください。また、対象活動を休止、申請を取り下げる場合も「事業計画変更・休止・取下申請書」により承認を受けてください。

5 補助金交付方法

この補助金は原則、学習活動が終了した後、「事業報告書」に基づき交付します。ただし、前金払いが必要と認められる場合はこれに限りません。

(1) 事業実施報告

学習活動の終了後1か月以内に、次のとおり事業の報告をお願いします。

- ・ 事業報告書
- ・ 事業実施報告書（添付書類1）
- ・ 収支決算書（添付書類2）
- ・ 関係資料

(2) 交付時期（ただし、前金払いの場合を除く）

「事業報告書」の提出後、内容等について確認し、補助金を交付します。

(3) 支払相手方登録

補助金の振込みにあたって、交付先を登録する必要があります。未登録の場合には、「支払相手方登録依頼書」の提出が必要です。また、次の項目に該当する場合には、変更届が必要となります。

- ア 代表者の変更があった場合。
- イ 振込口座の変更があった場合。
- ウ 登録した印鑑を変更する場合。

(4) 請求書（※補助金の前金払いを必要とする場合）

補助金交付決定後、代表者宛に請求書をお送りしますので、内容や金額を確認した後、補助金交付申請書に押印した印鑑と同じ印を押印して提出してください。

6 学習成果についての公表

補助金交付団体の活動状況を見学させていただき、まちづくり推進課のホームページにおいて団体の学習成果を公表します。（3月頃）

7 その他

(1) 帳簿等の作成（関係書類の整理、保管）

学習活動の実施にあたり、必要な活動内容の記録、金銭出納簿等の帳簿を備え付け、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明確にしておいてください。証拠書類の無い支出は、補助対象経費となりません。

(2) 記録写真

実施報告書添付用の記録写真を撮影してください。

(3) 本手引きは、福山市生涯学習活動費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、必要な事項を定めています。

補助金交付申請書の記入方法等について

○ [添付書類 1] 申請団体概要

1 「構成員」について

会員としての要件を満たしている人数を記入してください。

2 「団体の設立目的」、「活動状況・実績」について

団体の概要や過去の事業実績のわかる資料がありましたら、添付してください。

3 「事務局（連絡先）」について

補助金の関係資料等を送付する場合に、連絡が必ず取れる連絡先を記入してください。

○ [添付書類 2] 申請した事業計画について

団体の活動について、設問ごとに内容を記入してください。

①今回計画した事業について、年間スケジュールを記入してください。

事業の年間計画を具体的に記入してください。

②事業の目的・効果・特徴など具体的に記入してください。

(1) 事業の目的：何を目的に実施するのか（具体的に）

(2) 事業効果：事業を実施による効果（生涯学習の観点から）

(3) 事業の特徴：事業の具体的な特徴を記入してください。

なお、参考となる資料等があれば添付してください。

③当補助金を活用することで、社会の役に立つ（福祉、子育て、安心安全、健康、人権、地域の連携など）、または地域に貢献できるような活動にどのような形でつながるのか記入してください。

○ [添付書類 3]

収支予算書（収入の部）

1 補助金

生涯学習活動費補助金は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て、上限5万円）を記入してください。

2 団体負担金

金額は、総額から補助金、事業収入を差し引いた額を記入してください。なお、積算内訳には、会費を徴収しているときは「(1人あたりの金額)×会員数」を記入し、申請団体の会計からの負担または他から支援を受ける際には、団体名と金額を記入してください。

3 事業収入

入場料収入、有料の整理券、物品の販売等の収入があるときは、その金額及び積算内訳を記入してください。

収支予算書（支出の部）

- 1 積算内訳は、経費の名称及び「単価×数量」を記入してください。
- 2 予算額は、項目ごとに合計金額を記入してください。
- 3 収入と支出の合計は必ず同額としてください。

【補助対象】

項目	主な補助対象経費
報償費	講師（交通費を含む）等への謝礼
消耗品費	文具などの消耗品（食料費は除きます）
印刷費	資料などの印刷や製本に要する経費
備品費	事業に使用する物品で、特に必要と認められるもの（1件あたり2万円以上のもの） ※特に必要な理由を任意の様式に記載し、添付してください。
通信費	郵便はがき、郵便切手等の購入費
借上料	会場、機材等の借上料、各種機材のレンタル料
参加費	各種大会や展覧会への登録料
保険料	傷害保険料など

※ 補助対象にならないもの

- ・飲食代などの食料費
- ・寄贈するための備品購入（例えば、購入した品を交流館に寄贈）
- ・賞品や景品、記念品などの配布
- ・他団体・機関等への補助金としての支出（再補助の禁止）
- ・個人の利益につながるもの
- ・上記のほか、補助対象事業に関わらない支出

○ [添付書類 4] 資金計画書 《前金払いを必要とする場合》

原則、補助金の交付については事業完了後、「事業報告書」に基づいて交付しますが、前金払いが必要と認められる場合においては、別紙【記入例】を参照して、資金の活用状況を提出してください。

○ [添付書類 5] 確認書

福山市暴力団排除条例に基づき、団体のメンバーが暴力団員等の構成員でないことを確認するものです。記入のうえ提出してください。

○ その他 添付書類として、次のようなものがあれば添付してください。

- ・備品購入理由書（任意様式）※備品の購入がある場合のみ
- ・3年度目の申請の場合は、過去2回の活動の成果や効果の説明※任意様式
- ・規約、これまでの活動内容のわかる参考資料

[添付書類 1]

申請団体概要

(年 月現在)

団 体 名		
代 表 者	名 前	
構 成 員	人	
設 立 目 的		
活 動 状 況 ・ 実 績	団体設立年月日： 年 月 日	
事 務 局 (連 絡 先)	名 前	
	住 所	〒
	電 話 (FAX)	
	E - m a i l (携帯メールは不可)	

過去の当補助金の活用の有無	・ある 1 回 目 _____ 年度 _____ 円 2 回 目 _____ 年度 _____ 円 ・ない
今回の申請事業に対する他の補助金の活用の有無	申請中または申請予定が ・ある (名称： _____) ・ない

※パンフレットや活動報告書など、団体活動の概要がわかる資料がありましたら、添付してください。

事業計画書

①今回計画した事業について、年間スケジュールを記入してください。

②事業の目的・効果・特徴など具体的に記入してください。

③当補助金を活用することで、社会の役に立つ（福祉、子育て、安心安全、健康、人権、地域の連携など）、または地域に貢献できるような活動にどのような形でつながるのか記入してください。

プレゼンテーションの際、この書類（添付書類 2）に沿って計画内容をご説明していただきます。つきましては、各団体において、提出前には必ずコピーをとっておいていただくとともに、当日はご持参いただくようお願いします。

〔添付書類3〕

収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

収入科目	前年度決算	予算額	内	訳
補助金	0		福山市生涯学習振興基金補助金	
団体負担金等				
事業収入				
		0		
合 計	0	0	0	

【支出の部】

(単位：円)

支出科目	前年度決算	予算額	内	訳
合 計	0	0		

●補助金を必要とする理由（「前年度決算」及び「本年度予算」を踏まえ、その金額の必要性（根拠）を具体的かつ簡潔に説明すること。）

[添付書類5]

確 認 書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者名

本団体及び構成員は、次に掲げる各号のいずれにも該当しません。
また、必要に応じて広島県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 暴力団（福山市暴力団排除条例〔平成24年3月16日条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第1項の暴力団をいう。）
- 2 暴力団員等（条例第2条第3項の暴力団員等をいう。）

申請団体概要

(2025年4月現在)

団 体 名	イクメンサークルふくやま	
代 表 者	名 前	福山 太郎
構 成 員	13 人	
設 立 目 的	父親の役割や仕事と育児の両立について、子どもとの触れ合いを通して遊び方を学習し、育児に積極的に参加のできる父親の養成を図る。	
活 動 状 況 ・ 実 績	団体設立年月日：2023年4月1日 会員相互の情報交換を図るために、毎月定例会を実施している。 2023年・・・ 2024年・・・ 2025年・・・などの活動を行い、……している。	
事 務 局 (連 絡 先)	名 前	東桜 花子
	住 所	〒720-8501 福山市東桜町●番●号
	電 話 (FAX)	〇〇〇-〇〇〇〇
	E - m a i l (携帯メールは不可)	△△△△△△@fukuyama.co.jp

過去の当補助金の活用の有無	・ある 1 回目 年度 _____ 円 2 回目 年度 _____ 円 ・ ない
今回の申請事業に対する他の補助金の活用の有無	申請中または申請予定が ・ある (名称： _____) ・ ない

※パンフレットや活動報告書など、団体活動の概要がわかる資料がありましたら、添付してください。

事業計画書

①今回計画した事業について、年間スケジュールを記入してください。

月1回の定例会を基本に、講座（年4回）や交流会（年3回）も開催する。

○月……

○月……

○月……

②事業の目的・効果・特徴など具体的に記入してください。

今年度は「イクメン」としてテレビでも活躍中の〇〇さんを招いて講演会を開催する予定であり、主にはその謝礼として活用したいと考えている。広くたくさんの方に参加してもらい、子育てに参加したいけれどその方法が分からず不安を持つ男性に、当講演会を通じて育児参加のきっかけを持ってもらうことを期待する。

団体ホームページやチラシ配布を通じて、広く会員以外の方（育児に積極的な男性）にも講座やイベント等の告知を行うことで参加者を募っている。また、活動報告についても同ホームページ上にて随時更新を行っており、誰でも閲覧できるよう常時公開している。

③当補助金を活用することで、社会の役に立つ（福祉、子育て、安心安全、健康、人権、地域の連携など）、または地域に貢献できるような活動にどのような形でつながるのか記入してください。

近年、核家族化や共働き家庭が増加する中で、少子化問題や男女共同参画の視点から特に男性の育児参加が必要とされている。このような社会情勢の中で、育児に積極的な男性（イクメン）をめざす方を対象に講座や交流会を開催し、育児を楽しむ方法を学習する場および同様の悩みを持つ仲間との情報共有の場を提供することで社会の役に立つ活動を行えることと考える。

プレゼンテーションの際、この書類（添付書類 2）に沿って計画内容をご説明していただきます。つきましては、各団体において、提出前には必ずコピーをとっておいていただくとともに、当日はご持参いただくようお願いいたします。

〔添付書類3〕

収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

収入科目	前年度決算	予算額	内	訳
補助金	0	50,000	福山市生涯学習振興基金補助金	
団体負担金等	20,000	20,000	20,000 会員年会費 2,000円×10人	
事業収入	20,000	40,000	20,000 子育てミーティング参加費 500円×40人 20,000 イクメン養成講座参加費 100円×50人×4回	
合 計	40,000	110,000	60,000	

【支出の部】

(単位：円)

支出科目	前年度決算	予算額	内	訳
報償費	10,000	50,000	講師謝礼 (10,000円×5人)	
需用費	25,000	36,000	事務用消耗品、印刷代 (チラシ・資料)	
通信費	1,000	4,000	切手代	
借上料	4,000	20,000	会場借上料 (4,000円×5回)	
合 計	40,000	110,000		

●補助金を必要とする理由（「前年度決算」及び「本年度予算」を踏まえ、その金額の必要性（根拠）を 具体的 かつ 簡潔に説明すること。）

今までは、毎月の定例会と年に1回「子育てミーティング」を開催していましたが、父親の子育てへの参画を目的に事業を拡大する予定です。

また、講師の充実、広報を行うことで、参加者数と学習効果を大きく伸ばし、また託児を設けることで参加しやすい環境整えます。

つきましては、事業の拡充にあたり、活動費の補助金を申請するものです。

(単位：円)

予算項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A 収入	福山市生涯学習活動費補助金		50,000										50,000
	事業収入		20,000	5,000		5,000			5,000				40,000
	団体負担金	20,000											20,000
													0
													0
	20,000	20,000	55,000	0	5,000	0	5,000	0	5,000	0	0	0	110,000
B 支出	報償費		20,000		10,000		10,000		10,000				50,000
	需用費		10,000		15,000		5,000	6,000					36,000
	通信費		4,000										4,000
	借上料		5,000			5,000			5,000				20,000
													0
													0
													0
													0
													0
													0
	0	39,000	0	15,000	15,000	5,000	15,000	6,000	15,000	0	0	0	110,000
C 差引(A-B)	20,000	△ 19,000	55,000	△ 15,000	△ 10,000	△ 5,000	△ 10,000	△ 6,000	△ 10,000	0	0	0	0
D 繰越残 (前月分D+今月分C)	20,000	1,000	56,000	41,000	31,000	26,000	16,000	10,000	0	0	0	0	0

事業完了前に交付を必要とする理由
 本事業は別紙のとおり、生涯学習活動費補助金を活用して自主的・主体的に企画・実施する事業であり、生涯学習活動の啓発と活性化を図ることを目的に実施するものです。
 つきましては、事業実施にあたり、事業完了前に補助金の交付を必要とするものです。

記入例

[添付書類5]

確 認 書

2026年 4月 1日

福 山 市 長 様

住 所 福山市東桜町3番5号

団 体 名 イクメンサークルふくやま

代表者名 福山 太郎

本団体及び構成員は、次に掲げる各号のいずれにも該当しません。
また、必要に応じて広島県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 暴力団（福山市暴力団排除条例〔平成24年3月16日条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第1項の暴力団をいう。）
- 2 暴力団員等（条例第2条第3項の暴力団員等をいう。）

福山市生涯学習活動費補助金 交付団体選考にかかる配点基準

配点の方法

「福山市生涯学習活動費補助金要綱」第7条（補助の優先基準）に基づき、次の配点基準表に準じて申請活動に得点を与える。

補助金交付団体については、予算の範囲内において高得点順に補助対象とする。

また、同得点で複数団体が並んだ場合には、委員により再度、採点を行い交付団体を決定する。

【 配点基準表 】 基礎点 30点

審査項目	審査におけるポイント	配点
① 公開性	活動内容がサークル会員に限定されていない取組である。	1～5点
② 継続性	一過性のイベント的な活動ではなく、年間を通して継続的な取組である。	1～5点
③ 生涯学習的視点	生きがいつくり、仲間づくりに繋がる取組である。また、活動成果の発表の場がある。	1～5点 (×2)
④ 公益性 社会的 重要性	学習内容や成果が、公益性・社会的 重要性の高いものである。	1～5点 (×2)

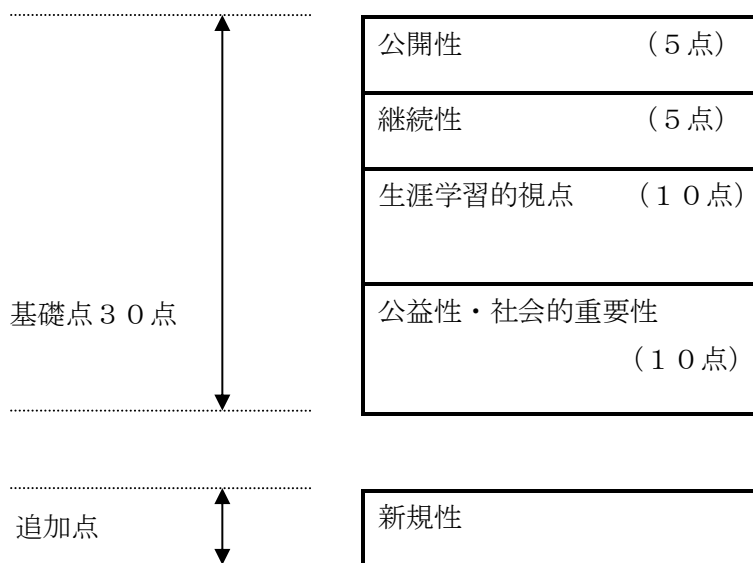
追加点

⑤ 新規性	活動を開始してからの期間が短い（1年以内）団体には、審査会に出席した委員1人につき1点の得点を加算する。
-------	--

※ 配点表①～④の区分については、生涯学習活動費補助金運営協議会において審査を行う

※ 傾斜配分による配点：区分③・④×2

(配点の内訳)



福山市生涯学習活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市生涯学習振興基金条例（平成3年条例第7号）の規定に基づき、学習団体の自主的・主体的に企画・実施される生涯学習活動に要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学習団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市内に住居を有し又は勤務している者が過半数以上参加している団体で、社会教育法第10条に規定する団体
- (2) 自主的・主体的学習活動を主たる目的とした5人以上の学習グループを対象とする
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。
 - (1) 暴力団（福山市暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）がその学習活動を支配する団体
 - (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体

(対象活動)

第3条 補助金交付の対象となる活動は、次に掲げる学習団体の自主的・主体的な学習活動とし、学習成果が広く社会に還元されるようなものとする。ただし、他に補助金を受けている活動は対象としない。

- (1) 子育て支援に関する活動
- (2) 高齢者福祉や障がい者の社会参加・参画に関する活動
- (3) 芸術、ものづくりをはじめとした創作活動や文化財の保護に関する活動
- (4) 人権、環境、福祉、男女共同参画、教育など、現代的課題に関する活動
- (5) NPO等市民活動団体や、企業、大学等との連携に関する活動
- (6) 児童・生徒の学校外活動の促進に関する活動
- (7) 生涯スポーツの啓発・普及活動

(補助金額)

第4条 補助金の額は、1つの学習活動に対して補助対象経費の2分の1以内で、上限を5万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)

第4条第3号の規定により補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 資金計画書
- (2) 申請団体概要

(補助金の交付の決定)

第6条 前条に規定により補助金の交付の申請があったときは、市長はその内容を審査し、生涯学習振興基金運営協議会は申請内容について、評価及び審査し補助金の交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付決定を行ったときには、速やかにその結果を学習団体に通知するものとする。

(補助の優先基準)

第7条 前項の補助金交付の決定に際しては、次に掲げるものに該当する学習活動を優先するものとする。

- (1) 将来的に自立的な継続学習につながるもの
- (2) 新設ないしは活動期間の短い団体
- (3) 人材育成を含め広域的に発展が見込めるもの
- (4) 当該年度内に一定の学習の成果が見込まれるもの
- (5) 学習内容や成果が、社会啓発や公共の利益につながるもの
- (6) 過去に当該補助金を受けていないもの

(補助金の交付)

第8条 補助金は、1団体につき、1年度当たり1つの学習活動に対してのみ交付することができる。

2 補助金は、1団体の市長が同一とみなす学習活動につき、2年度を限度として交付することができる。ただし、学習活動に一定の成果や効果が見られる場合で、協議会において補助金の交付が特に必要であると認められるものについては、3年度を限度として交付することができる。

3 市長は、相当の理由があると認める場合は、補助金の前金払いをすることができる。

(成果の公表)

第9条 採択団体は、市長が指定する期日に成果を公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

【申込み・問合せ先】

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

福山市東桜町3番5号 福山市役所9階

電話 (084)928-1243

FAX (084)928-1229